

会議結果報告書

平成 28 年 3 月 18 日

1. 会議名 平成 27 年度 第 3 回 印西市環境審議会
2. 日時 平成 28 年 3 月 18 日(金) 14:30~16:00
3. 場所 印西市役所 2 階 203 会議室
4. 出席者 委員：藤田、鈴木、阿部、関根、太田、山本、笠井、片倉、半田、室井
(欠席：飯田)
事務局：五十嵐（環境経済部長）、鈴木（環境保全課長）、
佐藤、秋谷、石井、海老原（環境保全課）
瀬口、鈴木（エヌエス環境）
5. 配布資料
 - ・平成 27 年度 第 3 回 印西市環境審議会 会議次第
 - ・印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部改正
について（諮問）複写
 - ・印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部改正
について
 - ・印西市環境審議会条例及び新旧対照表
 - ・改良土埋立て現場写真
 - ・印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部改正
に関する意見書
6. 内容
 - (1) 開 会
 - (2) 諮 問
 - (3) 部長挨拶
 - (4) 会長挨拶
 - (5) 議 題
 - 1) 「印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部改正」
について
(会 長) それでは、事務局からご説明をよろしくお願いします。
(事務局) 印西市では改良土や許可済みの残土事業の悪質化という問題が起きています。資料
の 2 頁にある通り、千葉県・印西市ともに平成 10 年に残土条例が施行されましたが、
これまで条例の規制対象は自然発生土でした。しかし、最近では改良土という人工
的に作った土を使用するケースが増えています。改良土は条例による規制対象外で

すが、9 頁にある通り、pH が非常に高く、草も生えないような土です。現場は市街化調整区域が多く、井戸水や農作物への影響を懸念する声が県や市に届いています。そこで、市では残土条例を改正することとしました。7 頁の 4 市は既に市条例で改良土を規制しているところ、8 頁の 17 市町村は県条例の適用を受けずに独自条例で対応しているところで、他にも茂原市や袖ヶ浦市でも独自条例の制定を考えているようです。独自条例のメリットは、監視が行き届くこと、住民の意向を反映しやすいことなどがですが、人員や執行体制の整備、専門知識などへの対応が課題となります。9 頁は現在把握している大規模な現場の一覧です。4 岩戸の改良土 B では土壤の環境基準を超えるフッ素が検出されました。また、今後埋立て予定の 5～14 では、跡地用途は太陽光発電や農地造成で、4 箇所では改良土を使用することになっています。

(会 長) ここまでの説明に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) ホタルの減少やヤード問題とも共通することですが、市民がわからない・知らないうちに何かが変わってしまうというのが問題です。条例の改正とともに、市民に現状が見えるようにしていくことが大切だと思います。

(事務局) その通りだと思います。なお、これまでの例では、現場は谷津田が多いようです。

(委 員) 現在、改良土による埋立てでは、基準の確認は一切されていないのでしょうか。

(事務局) 改良土は、もとは産業廃棄物ですが、産廃中間処理業者のもとで処理され、出荷する段階では製品となります。製品の確認は廃掃法では行われません。県にも確認しましたが、年 1 回の立ち入り検査くらいしか実施されていないようです。

(委 員) 7 頁の市町村は新たに改良土に関する条例を作ろうとしている市町村ということでしょうか。また、この他にはそういった市町村はないのでしょうか。

(事務局) 7 頁の市町村は、現在、残土条例の中で改良土を規制しているところです。

(委 員) 今まで残土条例としての独自条例が制定されてきたのですよね。印西市の目指すような条例を独自に制定しているところは他にあるのでしょうか。

(事務局) 8 頁の 17 市町村があります。pH の基準が四街道市・銚子市では 4～9、富津市では 5.8～8.6 となっている他、茨城県では全体的に改良土を規制しています。

(委 員) 8 頁の 17 市町村の中に、独自条例で改良土を規制しているところはありますか。

(事務局) 柏市、四街道市、富津市、銚子市、鋸南町が改良土を規制しています。

(委 員) 県内でこれしか取り組んでいないことにこれから取り組んでいくという中で、今後大きな問題があった場合に県とどのように関わっていくのでしょうか。

(事務局) 独自条例になると、基本的にはその市が対応していくこととなりますが、引き続き県との連携はとっていきます。

(事務局) これまで県条例で許可していた分は、これまで通り県が引き継ぎます。今後、市が条例で許可したところは市が対応していくこととなります。

- (委 員) いざという時に県はどこまで手伝ってくれるのでしょうか。また、職員の技量や人数の問題として、人員の確保は今後どのようにしていくのでしょうか。
- (事務局) おっしゃる通り、県も担当者が少なくきめ細やかな対応は難しいようです。今後、市で対応していくためには、相当な覚悟と知識を持って臨まなければなりません。例えば、我々は技術職ではありませんが、測量や化学知識を持った職員の採用などもお願いしていかなければなりません。
- (事務局) 人員については、平成 28 年度中に 1 人は増員できるよう検討中です。また、市には県警本部から 2 名の警官に来ていただいておりますが、年度替わりの引き継ぎのお願いに併せ、平成 29 年度は環境保全課にもう 1 名増員いただけるようお願いする予定です。実効性のある条例にするため、引き続き人員強化に努めていきます。
- (委 員) 印西市の条例が厳しくなると他市に流れる可能性があると思います。どこでも同じ条件になるよう、市町村同士の連携、話し合いはしているのでしょうか。
- (事務局) おっしゃる通り隣接市町村との連携は重要ですが、印西市の場合は、改良土は規制され罰則も重い茨城県と接する部分が多く、条例が緩い千葉県側の本市に流れ込んできているという状況にあります。まずは印西市を守ることを第一に考えています。
- (委 員) 以前、環境推進市民会議でポイ捨て条例の制定に関わった際、市民目線で情報を伝えていくことが非常に大事でした。市民にも関係ある問題なので、危険性も含め、情報を周知すべきだと思います。また、井戸水の調査はすぐ近くだけでなく周辺も含めた調査を、年 1 回ではなくてもっと頻繁にすべきです。
- (委 員) 悪質業者が埋立て場所の地主さんをだまして土地を売ってもらっているということは、だまされているのは一般市民ということですね。そうした市民に、だまされて自分の土地を売らないようにする働きかけが必要だと思います。
- (委 員) 監視はどのようにしていくのでしょうか。
- (事務局) 警備会社に委託して土日や祝日の朝 5 時～夜 7 時までの 8 時間、時間をずらしながら、特に危ない市内 31 箇所の監視をしています。休み明けに稼働状況を確認し、稼働していた現場には職員が向かって注意をしています。場所を把握して見に行くだけでも大変です。また、先ほど紹介した 4 箇所の改良土の検査についても、現場にお願いして 1 箇所 15 万円を市が負担して任意検査を行っている状況です。悪質業者はお金を積むなど様々な方法で地主さんに迫り、だまされてしまうケースも少なくありません。農業委員会さんでもチラシを作成していただいたりしていましたが、市でも県の事務局と相談し、そういった取組みを検討していきたいと思います。また、市民に伝えていくのは大切なことですが、パブリックコメントなどを行ってもなかなか市民から意見は出てこず、逆に業者が反対意見を出してきたりもします。
- (委 員) メガソーラーをよく見かけるようになりましたが、埋立ての跡地用途として増えているということでしょうか。

(事務局) その通りです。改良土や残土で埋立てて、メガソーラーを作るという計画が多いです。また、農業をやりたいという名目で埋立てて、やっぱりできなかった、という悪質業者も増えています。

(会 長) それでは、事務局から 10 頁以降の説明をお願いします。

(事務局) 10 頁にある通り、4 月 1 日～14 日まで一般市民からの意見を公募します。改正の主な内容は 12～13 頁にある通りで、まず、面積要件が 500 m²以上の全事業となり、500 m²未満の事業も事前届出制にします。次に、事前協議制度を導入し、事前協議から本申請までの有効期間を 1 年間とします。また、許可基準として、人為的に加工した資材の禁止、土砂の発生元は県内に限る、5 年以内に罰金刑以上の刑に処せられた申請者には許可しない、事業期間は最大 1 年とする、の 4 点を追加します。違反事実はホームページ等で公表します。罰則は強化し、最大で懲役 2 年、罰金 100 万円とします。この他、山砂等を使用する場合は事前届出、土砂基準に水質汚濁に係る環境基準を追加し pH 基準を新設、承諾を得る周辺地権者・世帯の拡大等、を規則で制定します。施行は平成 29 年 1 月 1 日を予定しています。今後の予定としては、4 月にパブリックコメント、4 月下旬に環境審議会を開催、その後、市の顧問弁護士、千葉地検との協議、9 月議会に上程して、1 月の施行を目指します。

(会 長) 事務局からの説明に何かご質問等がありますか。

(委 員) 罰則について、他市、他県ではどのような状況なのでしょう。

(事務局) 茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県では懲役 2 年で、その県内の市町村は県に準じています。関東では千葉県と栃木県が懲役 1 年です。

(委 員) 罰金はどうですか。

(事務局) 懲役 2 年罰金 100 万円というのが条例で制定できる最も重い罰則です。

(事務局) 最終的には地検の許可を得る必要があるため、その回答を待ってから決めることになると思います。

(委 員) 12 頁の面積要件にある 500 m²未満の事前届出について、届出の段階で安全基準のチェックはするのでしょうか。

(事務局) 500 m²以上とほぼ同じ内容にします。

(委 員) 届出制と協議の違いというのは何でしょうか。

(事務局) 500 m²以上は事前協議を行ってから許可を出します。500 m²未満の場合は構造や土の安全性を事前に届出いただくことになります。

(委 員) 12 頁 (3) ①は、具体的にはどんな土を指すのでしょうか。

(事務局) 改良土のことです。

(委 員) 施行期日が平成 29 年 1 月 1 日となっていますが、それまでの間に駆け込みの埋立てが発生する可能性がありますね。それに対する対策はどのようになっていますか。

(事務局) おっしゃる通り、これから施行までに埋立てをしようとする業者が増えると思います。そのため、議会を通過してからできるだけ早く、3ヵ月で施行したいと考えています。パブリックコメントを行う時点で駆け込みの埋立てが発生すると予想していますが、それは避けられないと考えています。

(委員) 何もしないということでしょうか。

(事務局) これまで通り、改良土であればお願いをして検査をさせてもらうなどの対応を行います。また、これまでに独自条例を制定した他市の例では、周知期間は半年～1年のところが多く、勝浦市では2ヵ月と短期間でした。このため、今回の3ヵ月はかなり短い期間です。パブリックコメントを行う時点で既に周知しているとみなし、周知期間を3ヵ月にしたい考えですが、総務当局からは短すぎると指摘されています。

(委員) 9頁に改良土のAとBがありますが、この違いはなんのでしょうか。また、12頁(3)①の「廃棄物由来の」というのは、「改良土全て」ということでしょうか。

(事務局) 改良土Aは八千代市内の業者が作っているものです。

(事務局) AとBでは作っている業者が違います。作る会社によって成分等が異なるのです。

(事務局) Bは船橋市の産廃業者が作っているものです。

(事務局) 今回はBで基準値を超過しましたが、様々な業者がこういったものを扱っており、混ぜて加工して、製品として普通の土を買うよりはるかに安く売っています。業者は、お金をもらいながら処理をして、加工したのもも売れるというわけです。

(事務局) 12頁(3)①については、改良土全てを指しています。

(事務局) このような書き方にすることで、土の種類を限定できないようにしています。

(会長) 県議が市内の残土埋立て現場を視察したようですが、この写真と関連はありますか。

(事務局) 写真1頁の上段①、3～4頁の2箇所が、県議が視察した場所です。3～4頁の場所は、県が許可した事業ですが、県による再三の指導にも従わないところです。

(事務局) なお、1頁の黒っぽい砂は改良土、3～4頁の土は残土です。

(会長) 今回の改正では、事務局は審議会にどのようなことを期待しているのでしょうか。

(事務局) 諮問ということで、最終的にこの条例が適正かどうか、強化した方が良い点などについてもご意見をいただきたいと考えています。また、他の環境についても残土に関係することで何かあれば伺いたいです。その意見を最終的に答申という形でまとめ、審議会の回答として市長に提出します。

(事務局) 本日の配布資料の最後に意見書が付いています。本日も説明した内容についてご意見等をご記入いただき、4月14日までにFAX、メール等でお送りください。

(事務局) 笠井委員、何かありますか。

(委員) 農業の経営状況は確かに良くありません。田畑を持て余している状態ではありますが、地主さんに気を付けてもらわないといけないと考えています。

- (事務局) この条例では、土地を提供した地主さんは被害者ではなく、業者と同じ立場です。業者と地主さんセットで指導、措置命令、場合によっては告発することもあります。
- (委員) 改良土を作れば違反にした方が早いのではないのでしょうか。また、作るならきちんとしたところで廃棄するようにしてもらいべきです。
- (委員) 改良土への対策を始める中で、これから1番大変なのは職員の皆さんだと思います。業者からの威嚇や反発もあると思うので、覚悟して頑張ってくださいと思います。この条例は必要だと思うので、1月1日の施行に向けて協力していきたいです。
- (委員) 写真を見て、自分の身近にも起きている問題であることを認識しました。
- (委員) 500㎡未満は届出のみとなっていますが、地元からの承諾は他と同じですか。
- (事務局) 500㎡未満は、地質分析結果書等の書類は必要です。
- (会長) 他に意見はございませんか。
- (委員) もう埋立ては終わっているところですが、岩戸の現場では、上に仏様が置かれています。ああいったものを置かれるとこちらも指摘し辛くなります。
- (事務局) 埋立て自体、非常にお金が動く事業なので、この条例を作っても抜け道を見つけてまた新たな問題が生じると思います。追いかけてこになりますが、それに合わせて条例も改正していかなければなりません。
- (会長) それではみなさんからの意見を踏まえ、本気になって改正に取り組んでいただきたいと思います。本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

2) その他

- (事務局) 藤田会長、ありがとうございました。次回の会議は、4月の末を予定しています。
- (事務局) この場で皆さまのご都合の良い日を決めたいと思います。
- (事務局) 検察庁に条例案を提出後、検察協議に2~3ヵ月かかります。7月下旬までに回答をもらい、8月に議会へ議案提出するために、何とか4月中の開催をお願いします。
- (会長) それでは、4月27日の午前10時からを第一希望としましょう。
- (事務局) 残土問題は長年の懸案事項です。条例の改正にあたっては、事業者からのクレームが予想されるため、慎重な条文となるよう努めていますが、色々な視点から再度条例案を読んでいただき、書き方を含め皆様のお知恵を拝借できればと思っています。4月のパブリックコメントの結果と合わせ、次回の審議会で素案を確定したいと思います。本日はありがとうございました。
- (事務局) 以上をもちまして、第3回環境審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上